

# ①三位一体の改革に関する横浜市の考え方

## 三位一体改革緊急プロジェクトチーム

地方の自立を実現する地方財政制度のあり方

### 1 三位一体の改革とは

#### 改革が求められる背景

① 地方分権を進めるために  
地方自治体の仕事の多くは、これまで長い間、中央集権的な制度の下で、画一的に進められてきた。少子・高齢化や情報化などが進むなど、社会環境が大きく変わり、住民が地方自治体に期待する役割や仕事が多様化してくると、これまでのやり方では、住民の期待に十分に応えることが難しくなってきた。そこで、住民に最も身近な市町村が主体的に、個性豊かなまちづくりを進めていこうというのが地方分権である。

平成12年4月に「地方分権一括

法」が施行され、これまで国が持っていた「権限」の一部が地方自治体に移されたが、まだ十分とは言えない。また、地方自治体がその役割に応じた仕事をするために必要な「財源」は移されず、国からの「財源」に頼らざるを得ない状況のままである。

地方自治体が、地方分権の時代にふさわしい、個性豊かで活力あるまちづくりを進めるには、必要な「財源」を国から地方自治体に移すこと（税源移譲）が必要不可欠である。

### 2 三位一体の改革に関わるこれまでの動き

国は、平成14年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（骨太の方針第2弾）」を閣議決定した。この中で、国と

地方の関係について、地方行財政改革を推進する立場から「先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大することとし、

「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる」という、いわゆる「三位一体の改革」が初めて国の方針として示され、平成

### 3 地方財政の現状

#### ① 地方自治体に少ない税源の配分

市民が納めている税金は、国税（所得税や消費税など）と地方税（住民税や固定資産税など）を合わせて、約85・5兆円（平成13年度）となり、その割合は、国税3・・・地方税2となっている。

一方で、地方自治体は、国に比べて多くの仕事（後述のとおり、この仕事の大半は国の法令等によって義務付けられた仕事であること）に注意する必要がある（注）を行っており、その割合は、国2・・・地方自治体3となっている。

現状では、このように、地方自治体が仕事を行うために必要な財源は、地方税だけでは足りないた

15年6月の骨太の方針第3弾において改革工程等が明らかにされた。地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくために、地方税財政制度の改革を含む「三位一体の改革」の実現が不可欠である。

② 横浜市の財政状況  
横浜市の財政状況は、歳入面では、歳入の中心である市税収入の割合が景気の低迷などにより低下している一方、依存的な財源である国・県の支出金や地方交付税の割合は年々増加し続けている。

歳出面では、人件費・扶助費・公債費の「義務的経費」が増え続けている。

これは、①生活保護費や保育所運営費の対象人員の増加などにより扶助費が

- 三位一体改革緊急プロジェクトチームメンバー  
都市経営局政策課  
水野敦志（担当課長）、花内洋（課長補佐）、行田岳史  
財政局総務課  
海道亮輔（財源担当課長）、猪俣宏幸（課長補佐）、  
山岸秀之（市債係長）、梶晃三、石田洋介、坪井聰、  
知花美幸、藤井洋平、田中美枝子、松崎浩之  
財政局財政課  
栗田るみ（企画係長）、横内仁、山田満  
財政局税制課  
江間利男（副次長）、松井伸明（課長補佐）、飯野正夫

※…本稿は、「三位一体改革緊急プロジェクト」により、骨太の方針第3弾が公表される前に、横浜市の三位一体の改革に対する基本的な考え方を整理することを目的に平成15年4月から6月までの間に議論された内容を取りまとめたものに、一部加筆修正したものである。なお、三位一体の改革をより進めるために、自治体の協議体としては初めて組織的に意見をとりまとめ、10月9日に横浜市長が指定都市を代表して「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言」を総務大臣等に提出した。詳しくは本市ホームページ <http://www.city.yokohama.jp/me/zaisei/15shitei/index.html>

増加したこと

②平成9年度から市債発行を対前年度比12%減と抑制したものの、過去に発行した市債の返済の増加などのため、公債費が増加したことなどによるものであり、歳出に占める義務的経費の割合は平成8年度では34・5%であったものが平成13年度においては41・8%を占めるに至っている。義務的経費の割合が高くなり他の経費を圧迫

## 4 地方財政制度について

現行の地方行政制度は、国が地方自治体に対して法令等によって一定の事務の実施を義務付け、全国民に対して一定の行政サービスを確保する仕組みが組み込まれている。このような地方行政制度を財政面から支えるために、地方財政制度は、全国民に対して一定の標準的行政サービスを地方自治体が実施するために必要な標準的な財源について国が確保する仕組みとなっている。また、このような国が地方自治体に対して実施を義務付けている事業が、地方自治体を実施する事業の多くを占めているのが実情である。

この標準的行政サービスの実施に必要な財源について、国が地方自治体に対してその財源を確保することは、その標準的行政サービスに係る歳出を国が地方自治体に求める以上、合理的なものと考え

し、財政の自由度が低下している、といえる。

このように、歳入において自主財源である市税収入の割合が低くなり、依存的な財源の割合が年々高くなっていること、また歳出においても義務的経費の割合が高くなっていることから、自主的・自立的な財政運営を進めることは極めて厳しい状況となっている。

られる。この部分については、地方自治体はその事業の実施について決定権を持たない(「実施方法」などについては、なるべく地方自治体の判断・工夫を認めるべきである。)のであるから、その財源を地方自治体の責任とすることは不合理である。さもなければ、「カネの使い道は国が決めること。地方自治体のつとめはカネを集めてくること。」という常識では考えられない極めて不合理かつ無責任な事態が発生することになる。これは国のモラル・ハザード(カネは自分で使うが集めてくるのは自分ではないとなれば、国は自らの目的を達成するために好きなかだけ地方自治体に歳出を義務付けることになる。)を引き起こす極めて危険な事態である。

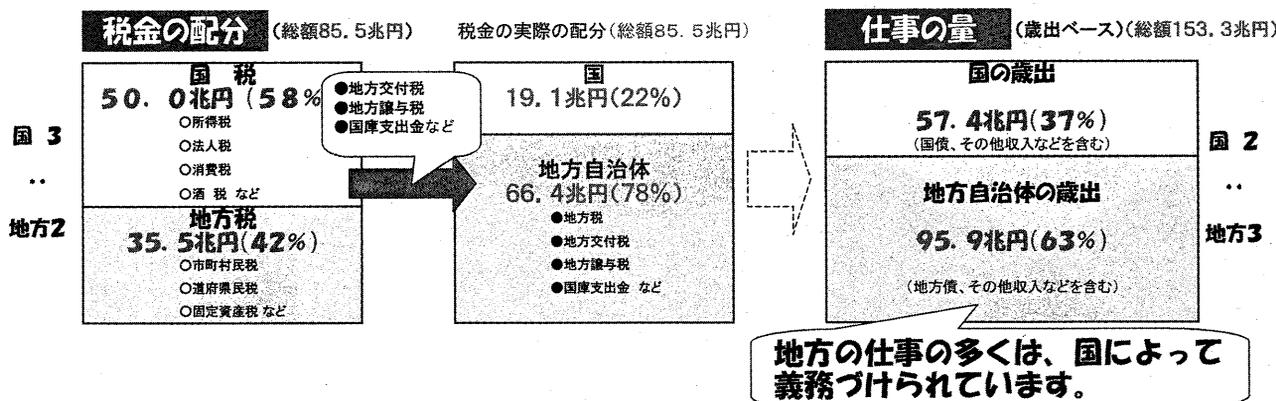
しかしながら、より根本的な問題まで遡ると、この標準的行政サ

図一1 地方財政の現状～地方自治体に少ない財源の配分～

地方自治体が仕事を行うために必要な財源は、**地方税だけでは足りないため、国庫支出金や地方交付税などの国からの財源に頼らざるを得ない状況です。**

市民が納めている税金は、国税(所得税や消費税など)と地方税(住民税や固定資産税など)を合わせて、約85.5兆円(平成13年度)となり、その割合は、**国税3：地方税2**となっています。一方で、地方自治体は、国に比べて多くの仕事を行っており、その割合は**国2：地方自治体3**となっています。

国・地方自治体における財源配分状況 (平成13年度)



地方自治体の仕事の多くは、国の制度の下で、画一的に進められてきました。住民が地方自治体に期待する役割や仕事が多様化してくると、これまでのやり方では、住民の期待に十分に答えることが難しくなっています。そこで、住民に最も身近な市町村が主体的に、個性豊かなまちづくりを進めていこうというのが地方分権です。

**地方分権を進めるためには、三位一体の改革を実現させ、国から地方自治体へ「税源」を移すことが不可欠です。**

サービスが合理的なものなのかどうか、どのようにして決定されているのかという疑問が残る。現在、この標準的行政サービスは、地方財政計画の国会への報告及び地方交付税法の国会審議などといった民主的なチェックを受けて決定されていると考えられるが、実態として、これら一連のものが、標準的行政サービスという国民にとって極めて重要な事項を決定しているものと広く国民に認識されているのか、大いに疑問である。

したがって、標準的行政サービスを決定する上では、地方財政計画等が標準的行政サービスを確保する仕組みであることを、これまでに以上に明確に位置付けるとともに、国の立場だけでなく、地方自治体の現場感覚、民間有識者の知恵をその決定過程に組み入れることによって、その正当性、合理性及び透明性を強化する仕組みに改めるべきである。

## 5 地方自治体の標準的歳出に係る財源措置について

標準的行政サービスについて国が地方自治体に対して財源を確保することは合理的であるにしても、その確保の手段については議論の余地があると思われる。

国が地方自治体に対して標準的行政サービスの実現を義務付ける場合、例えば、その結果については全国一律である必要はあっても、その実施方法については、地域の実情に応じた適切な方法があるのではないだろうか。あるいはその結果そのものについても、地域の実情に応じてできる限り弾力的に調整可能なものとすべきではないか。このように地域の実情等を可能な限り反映される仕組みとした方が、結果的に円滑かつ合理的に標準的行政サービスが実現さ

れ、国・地方自治体双方、そして国民にとってメリットがあるのではないかと考えられる。

したがって、標準的行政サービスの実現のために必要な財源を国が地方自治体に対して確保する場合には、このような地域の実情が可能な限り反映できるような手段をとるべきである。具体的な財源措置の主な手段としては、地方税、国庫補助負担金及び地方交付税があるが、これらの性格は大きく異なっていることから、財源措置手段の選択によっては、このような地域の実情を反映させることが難しくなるおそれがあり、これらの性格をしっかりと吟味する必要がある。まず、地方税であるが、地方税はその使途については国から指図

図-2 地方の標準的歳出に係る財源措置の考え方

国が地方に標準的行政サービスに関する歳出について財源措置をする場合には、

- ① 地方団体の意思決定に関して国の不透明な介入がなく、
- ② なるべく地方の裁量が広い手段をとるべき。

### <財源措置手段別の考え方>

#### (1) 地方税

- ・ 使途が自由かつ自ら徴収する自主財源



#### (2) 国庫補助負担金

- ・ 使途が不自由かつ自ら徴収しない依存財源



#### (3) 地方交付税

- ・ 使途が自由だが自ら徴収しない依存財源



### (考え方)

- ・ できる限り地方税によって財源措置をすることが理想的。
- ・ 地方交付税は地方税による財源措置の地域格差の是正及び標準的行政サービス維持のための次善の財源。
- ・ 国庫補助負担金については本来、明確に国の責任とされたものを除き、原則としてすべて廃止。

を受けないものであり、かつ自己の住民から徴収する自主的な財源である。このような性格を踏まえ、分権時代においては、最も望ましい財源措置手段であると考える。

次に国庫補助負担金であるが、国庫補助負担金はその使途について国から指図を受けるものであり、かつ自己の住民から徴収しない、国に依存する財源である。このような性格を踏まえると、分権時代においては、最も望ましくない財源措置手段であると考えられる。

最後に地方交付税であるが、地方交付税はその使途について国から指図を受けないものであるが、自己の住民から徴収しない、国に依存する財源である。このような性格を踏まえると、国庫補助負担

## 6 国庫補助負担金制度について

### ①画一的な補助基準

国庫補助負担金については、横浜市の事業推進を図る上で、従来から積極的に活用し、横浜市における一定の行政サービスを市民に提供してきたことは事実であり、その役割も重要である。

しかし、少子・高齢化や情報化が進み、社会環境が大きく変わり、住民が地方自治体に期待する行政サービスが多様化している中で、国庫補助負担事業の範囲内だけでは、市民の期待に応えられないと

金よりは望ましい財源措置手段であるものの、地方税よりは望ましくない財源手段である。地方交付税による財源措置は、地域格差の是正や標準的行政サービス維持のために必要な範囲内に限定した上でその妥当性が認められる次善の財源といえる。

なお、昨年、総務省が提案した地方財政改革案をもとに、本市の一般財源比率（歳出の自由度を示す指標）、自主財源比率（歳出の自立性を示す指標）を試算すると、前者は69・3%から73・9%と約4・6%上昇、後者は65・4%から70・0%と約4・6%上昇し、本市の歳出の自由度・自立性は相対程度高まるものと見込まれる。（図1-2参照）

国庫補助負担事業の境界も生じてきている。

例えば、全国で最大数の待機児童を抱える横浜市では、その解消を図るため、一定の保育水準を確保している「無認可保育所」（国の保育水準を満たしていない保育施設）を、本市の独自施策として「横浜保育室」とし、待機児童の解消を図っている。しかし、このような大都市特有の行政サービスは、全国一律の補助基準に該当しないため、補助負担金を受けるこ

とができない。

### ②超過負担について

超過負担とは、国庫支出金が交付される事務事業について、本来、地方自治体が負担すべき部分以上に不当に負担を強いられている部分である。

超過負担の原因は、①単価差、②数量差、③対象差に区分され、①単価差は、補助負担金等の単価が、現実の単価より低く設定されているために生じるもの、②数量差は、補助負担金等の対象となるべき数量が、本来必要とされる部分より不足するために生じるもの、③対象差は、補助負担事業の性格上、当然対象となるべき経費が対象から外されているために生じるものである。

国庫補助負担事業における補助基本額等は実際の行政サービスと見合わないものとなっているため、地方自治体は多大な超過負担

## 7 地方税制度について

標準的行政サービスを実現するために最も望ましい財源措置手段は地方税であることから、地方税の拡充が最も重要であると考えられるが、その充実方法についてはいくつかの方法があると思われる。

その議論に入る前に地方税には二種類の地方税があることを説明しておきたい。一つは、国が地方

を強いられている。

一例を挙げると、義務教育で実施される小学校について、小学校を建設する場合、国の基準による1㎡あたりの建設費の単価が17万円であるのに対し、実際の建設にかかる費用は1㎡あたり23万円と、1㎡あたり6万円も単価が低く設定されている。他にも、本来必要とされる面積の全てが補助対象となっていないことや、必要とされるべき施設が補助対象となっていないこと、等の理由により超過負担を生じている。

このように、現行の補助負担金制度においても、国の補助負担基準は地方自治体の実態にそぐわないものとなっており、国庫補助負担金が無くなると現行の行政サービスの水準が保てなくなるという国の論点は説得力のないものであり、国庫補助負担金制度を廃止・縮減し、地方税として税源移譲することが重要である。

### 税法において定める標準的な税目・税率に基づく標準的な地方税

であり、もう一つは法の手続きに則って地方自治体自ら新たな税目を設定して課税するもの、又は地方税法の定める標準的な税率に上乘せて課税するもの、すなわち課税自主権を行使して課税する自主的な地方税である。地方税の拡

充を論じるうえで、この地方税における二つの概念をしっかりと区別しておくことが重要である。

そこで、具体的な地方税の拡充方法であるが、その方法については次の3つがあると考えられる。

- ①標準的な地方税の税率を引き上げ、国税の税率は据え置き。
  - ②標準的な地方税の税率及び国税の税率は据え置き、自主的な地方税の税率の引き上げ等を実施。
  - ③国税の税率を引き下げ、標準的な地方税の税率を引き上げる。
- ①については、標準的行政サービスに必要な財源を国が確保する（国が地方税の標準税率を引き上げる）ことにはなるので、一つの方法であると考えられるが、国税・地方税を通じて見た場合、増税となってしまうほか、その増税理由が、地方財政制度の改革、ということになるが、このようなことが国民の理解を得られるのか甚だ疑問である。もちろん、横浜市としては、国の責任においてこのようなことを行うのであれば、強く反対するものではないが、実現可能な現実的選択肢とは言い難いと考えられる。
- ②については、いわゆる「地方自治体も努力すべきである」という一見するともっともらしい理屈とともに主張されることが多いものであるが、標準的行政サービスは国が地方自治体に対して義務付けるものである以上、国がその財

源を確保すべきであるという原則を大きく踏み外した、極めて無責任な議論である。もちろん、国の義務付けのない、地方自治体が自主的に行う事業については、課税根拠の合理性や公平性等が十分に満たされているならば、自主的な地方税を増税するなどしてその財源を確保することも考えられるが、国が定める標準的行政サービスの確保のために、このような地方自治体が独自に確保した財源を充当することはあってはならないことであり、このようなことが認められるならば、先に述べたように、国のモラル・ハザードが横行することになる。

③については、いわゆる「国から地方への税源移譲」といわれる主張であるが、標準的行政サービスは国が地方自治体に対して義務付けるものである以上、国がその財源を確保すべきであるという原則も維持されているほか、国税と地方税を通じてみた場合でも、増税とはならず、比較的国民の理解が得やすく、最も現実的かつ望ましい方法ではないかと思われる。

なお、国の債務が多いことを理由に税源移譲を拒否する主張、あるいは税源移譲と併せて国の債務の肩代わりを地方自治体に求める主張が国の一部で見受けられるが、国の債務は国の判断と責任で負ったものであること、国庫補助負担金等の削減と税源移譲は同時

に行われるものであるため、国の現在及び将来の収支には中立であり、国の債務償還能力が現在よりも低下することはないと考えられること（そもそも現在の債務償還能力が低いのではないか）という主張もあるかもしれないが、それは債務を自己の判断で負った国の責任であり、地方自治体の責任ではない。さらに、「地方自治体の要望にしたがって国は事業を行い、その結果、国が莫大な借金を負ったのだから、地方自治体にも責任がある」などと主張するならば、国の予算査定能力、当事者意識が問われることになるだろう。）から合理性に欠ける感情的な議論ではないかと思われる。

しかしながら、地方税制度のあり方が、現在のままで何の問題もないとはいえないと思われる。

例えば、地方税法で定められている、政策的な減税措置である。国が行うべき施策については、基本的には、国が自己の責任と財源で行っていくべきものであり、同様に、地方自治体が行うべき施策は、地方自治体の責任と財源で行っていくべきものである。

しかしながら、国が行うべき施策について、地方税法上、住民税の所得割における政策的な所得控除や固定資産税等の非課税・課税標準の特例などの減税措置が定められており、結果として、これらについては、国の施策の実行にあた

って、地方自治体が財政上の負担をしていることとなるのである。したがって、こういった国が行うべき施策に係る地方税上の減税措置は、廃止を含め抜本的な是正が必要である。

### ①望ましい税源移譲について

現在の税源配分は、国税3…地方税2となつてののに対し、仕事の割合は国2…地方自治体3となつていることは、先に述べたとおりである。

このような実態を踏まえると、税源移譲にあたっては、国から地

## 8 地方交付税の見直しについて

### ①標準的な行政サービスを提供するための財源

地方交付税は、地方自治体間の財源のアンバランスを調整するだけでなく、どの地域に住む国民にも「標準的な行政サービス」が提供されるよう、その財源を国が保障するためのものであり、その果たす役割は大きいものである。

例えば、義務教育や介護保険をみて、これらの「標準的な行政サービス」は国が法律によって地方自治体に義務づけており、しかも、その行政サービスの水準（教員の配置基準、介護の給付水準など）も国が決めている。

このようなことを国が決めている以上、国として、各地方自治体

方へ基幹税である所得税、消費税の税目からの移譲を行い、現行の地方税財政制度を抜本的に見直し、地方税中心の歳入構造を構築する必要がある。

移譲税目として所得税や消費税が相応しい理由は、税源の偏在性が少なく、税収が安定的であり、移譲による徴税事務の負担が大幅に増加しないためである。

なお、基幹税目としては、法人税も挙げられるが、これは、税源の偏在性があり、税収が不安定であることから、移譲税目としてはふさわしいものとは言えない。

が「標準的な行政サービス」を提供できるように確実な財源を保障する必要があるが、国は全額については国庫補助金を支給していない。これら法律で義務づけられた「行政サービス」を行うために、国はその半分程度を補助金として交付し、残りは標準的な地方税で賄うこととしている。それでも足りない場合に、地方交付税によって措置される。その結果、地方自治体によって国から義務づけられた「標準的な行政サービス」を市民に提供している。

### ②標準的な行政サービスの見直し

しかし、これらの法令や補助金等を通じた国の関与がある行政サ

（標準的な行政サービス）

分野	主なもの
福祉	児童手当、保育、母子保健、児童相談、生活保護、高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、国民健康保険など
教育	小学校、中学校、高等学校
社会資本	道路整備、河川整備、公園整備、下水道整備など
その他	長期計画（閣議決定）により事業量を設定 消防、戸籍事務、住民基本台帳事務など

ービスの水準は、あくまでも国が規定したもので各地域住民の期待する行政サービスと必ずしも一致するものではない。

例えば、横浜市は「横浜保育室」や「介護保険の独自サービス」、「狭あい道路整備」などの本市の独自施策を行っているが、これらの事業は、本市で定めた基準で行っているため、国からの補助金や交付税は支給されていない。

このように、①市民の期待に応じて、②地域ごとに提供される行政サービスには、③国が決めた基準とは異なる内容の水準を超えた行政サービスを行っているものもある。

今後は、地域の期待に必ずしも見合っていない標準的な行政サービスについて、法令や国庫補助金などの基準を通じた国の関与のあり方及びその程度を見直すことが必要であり、その際は、広範な国民の合意を形成して決すべきものであると考えられることから、行政の最前線で国民・住民と向き合っている地方自治体の意見、さらには民間の有識者などの意見も反映させるべきであり、地方自治体、民間有識者による検討機関を設け、議論していくべきである。

③算定の簡素化  
地方交付税算定の簡素化は必要である。しかし、客観的で単純な

## 9 地方債制度の見直しについて

地方自治体は、都市基盤施設や市民利用施設を整備する際の財源として、地方債（市債）を発行して資金を調達している。

これは、都市基盤施設等の効用が多年度にわたることから、地方債を財源にする（借金をして、後で返していく）ことにより、住民の世代間の公平性や支出と負担の年度間調整を図ることができるためである。

地方債を発行する場合は、地方財政法の定めにより、国の許可（同意）が必要である。また、地方債の借入れにあつ

基準である人口や面積、一人あたり税収などで、交付税を配分するような極端な簡素化は行うべきではない。

例えば、介護保険では、この歳出水準を国が決めており、事業を行うために必要な財源は交付税等を通じて保障がされている。しかし、このような経費は、必ずしも各自治体の人口や面積に単純に比例するものではない。

地方交付税算定を簡素化するためには、国として地方自治体に義務づけている標準的な行政サービスを廃止、縮小し、結果として財源保障の範囲が縮小され、算定が簡素化されるべきである。

て、資金借入先（調達先）、発行条件、発行額等の条件も地方自治体の自由にはならず、国が関与して決めている。

現在、地方自治体としても政府系の資金に頼らずに、地方自治体の責任により市場を通じた資金調達に取り組んでいるが、

- ① 本当に資金が欲しい時期や起債環境が良い時期に柔軟に発行できない
- ② 市場の状況に応じた年限での発行ができない
- ③ 主幹事制の導入などによって競争性を高め、有利な発行条件を引

き出すことができないといった問題などがある。

このように地方債の発行にあたっては、国の関与による問題があるが、地方債の償還については、地方自治体が責任をもって他の経費に優先して対応している。地方債市場でも、格付けや、取引価格も他の民間企業より有利なものとなっており、国債と同様の信用力を有している。

地方債の償還にあたっては、地方自治体が全面的にリスクを負っていることから、（市民にもっとも身近な市町村が、主体的に個性豊かなまちづくりを進めていくためには）地方債の発行について、もっと地方自治体の自由度を向上

## 10 あるべき三位一体の改革に向けて

### 向けて

現行の税財政制度を見直し、あるべき「三位一体の改革」を検討するために、税収中立を前提としたうえで、基本的な考え方を整理する。

①三位一体の改革にあたっての基本的な考え方

- 1 国と地方の役割分担を踏まえ「地方がやるべきことは地方がやる」という地方分権の観点から改革
- 2 基幹税目である所得税、消費

させることが必要である。例えば、調達資金の種類、発行条件、発行額や充当率なども地方自治体自ら決定できる仕組みとすることなどが必要である。

今後は、着実な地方債の返済や自力での資金調達の体制づくりのために、地方自治体としては、財政状況の公表、IRRの強化、財政基準の設定、地方債発行のための専門知識の習得に取り組んでいくものである。

また、国による地方自治体への財源保障の範囲が明確となった際には、財源保障範囲外にある事業に充当する地方債については、その発行を完全自由化すべきである。

- 3 国庫補助負担金の削減は税源移譲と一体・同規模で実施
- 4 地方交付税の財政調整・財源保障機能は、改革したうえで存続

以上の基本的な考え方にに基づき、三位一体の改革を具体的に進めていくためには、改革の数値目標の設定と改革工程の明確化を図り、改革の推進状況を地方自治体や住民でチェックしていく必要がある。

また、地方債の借入れにあつ

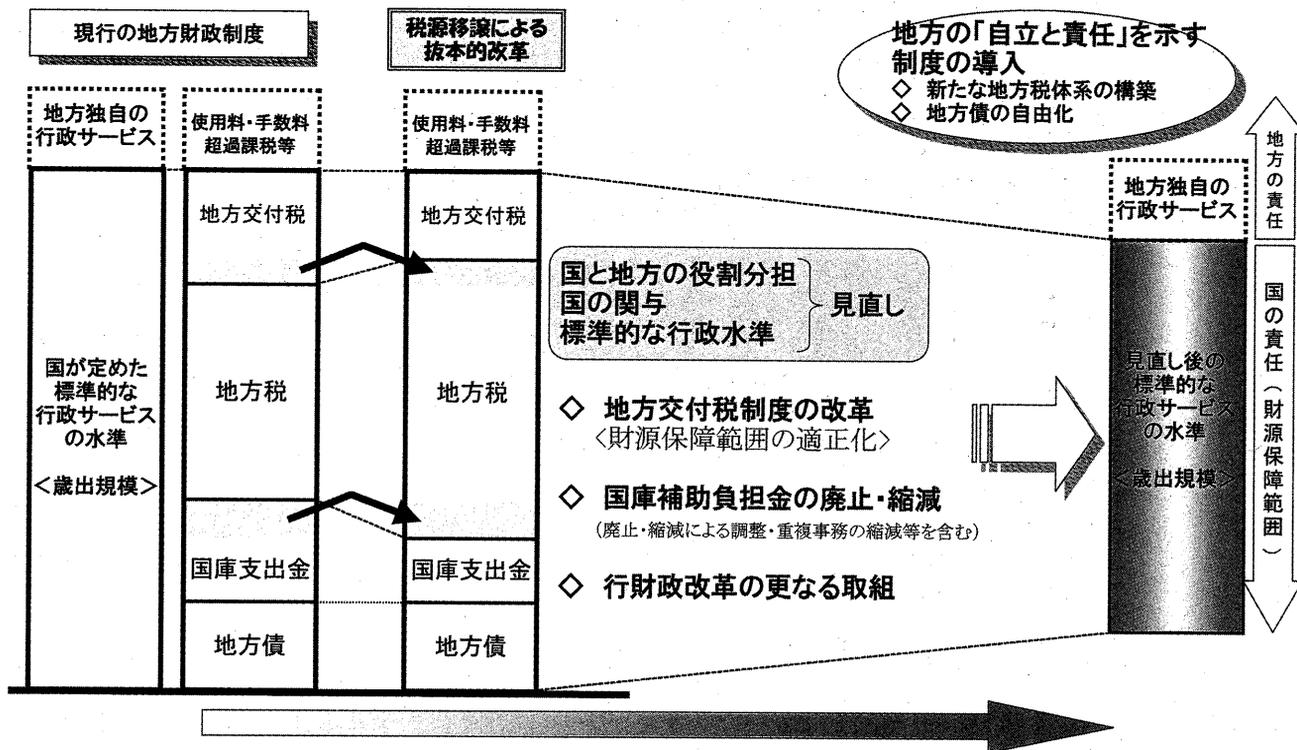
②三位一体の改革の進め方  
まず、国と地方の仕事の見直しが必要である。現在、地方において住民に提供している行政サービスは、国が法令等によって一定の事務の実施を義務付けている「標準的な行政サービス」が多く割合を占めているが、国庫補助負担金を通じた国の関与や「標準的な行政サービス」の水準などを国と地方の役割分担の観点から抜本的に見直す必要がある。

この見直しと並行して、地方においても全ての事業を根本的に見直し、事業の廃止・縮減、事業手法の見直しによる効率化など、行政改革の更なる取り組みを進めるとともに、国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う国と地方の調整・重複事務の縮減などを行い、行政のスリム化と健全な財政運営を確立していくことが必要である。

これらを踏まえた上で、市民に身近な基礎的自治体である市町村が、地域の実情を反映した事業を自主的・自立的に実施できるように、地方行政制度の再設計を行い、国と地方の仕事の配分を見合うよう基幹税による税源移譲を実現し、国税と地方税の割合を早急に見直し、それと一体的に国庫補助負担金の廃止・縮減と財源保障範囲の適正化を含めた地方交付税制度の改革を行う。新たな制度設計にあたっては、道州制や市町村合併などの地方行政体制の再編な

また、地方債の借入れにあつ

図-3 地方財政制度の改革（イメージ）



を考慮するとともに、何よりも地方の「自立と責任」を促すために、課税自主権の行使も視野に入れた新たな地方税体系の構築や地方債発行の自由度の向上など制度の充実・改善が必要である。

図-3は、この地方財政制度の改革のイメージを示したものである。

いずれにしても、横浜市としては、

- ① 行政改革・財政改革を、住民と向き合いながら大胆にすすめ、
- ② 国による関与の大幅な縮減により、自立的な行政を目指して、
- ③ 新たな地方税体系の構築・地方債の自由度の向上などの強化を図り、何よりも「責任」を伴いつつ「自立」を目指して、これからの三位一体の改革に取り組んでいく必要があると考える。

三位一体の改革については、局際的にプロジェクトを編成し、様々な角度から、望ましい三位一体の改革の方向性を議論した。横浜市の職員がメンバーとなったプロジェクトであることから、地方の実態を反映して議論できた部分がある一方、将来展望についての具体的な検討は、不十分な部分もあった。しかしながら、このような三位一体の改革の議論を踏まえて、横浜市から国に様々な機会をとらえて働きかけることにより、三位一体の改革が実現されることを期待したい。